

# 「近頃、建設業はつらいわ」

## お嘆きの経営者様に

かわちの社労士がお味方いたす。



### ◆建設業界は過剰供給なのに人手不足？

この十年余り、公共工事は大幅に減ったのに、建設業許可業者数は平成11年のピーク時と比較して17%程度の減少にとどまっています。そのため、競争が激化→低価格の入札→労務費の削減→資金低下・労働環境悪化→若年労働者が減り、高齢化が進行する流れになっています。震災復興に従事する労働者不足も深刻です。

### ◆社会保険労務士にお任せあれ

建設業経営者様の多くは、自ら工事現場に出かけていたため、会社で事務仕事をこなす時間が取れないのが現状です。かわちの社労士は、建設業経営者の皆様と長年お世話になってきました。社労士も「土(イムライ)の増くれ」。義によって、お味方いたします。お気軽にご相談ください。



### 社長さん、こんなことでお困りではありませんか？

- うちも「社会保険完備」にせなあかんかなあ…
- 年度更新たら算定基礎届たら、ようわからん！
- 労災事故が起ってしてもたらどないしょう…
- 従業員の入退社管理がうまくてきへん
- 給与計算のために人手をかける余裕はあらへん
- だいたい煩わしい事務が多すぎるんや！
- 人事・労務のこと気軽に相談できる相手がおたらなあ…

### かわちの社労士（代表者）のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市（旧布施市）で生まれ育ちました。東大阪市立榎根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部（教育学専攻）中退。
- 学童保育指導員（二部学生時代）、病院勤務などの職業を経験。
- 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険・社会保険、共済・社会保険などを担当し、相談・業務・講師活動にあたりました。
- 2012年11月 社会保険労務士試験合格。
- 2013年 1月 社会保険労務士登録、事務所開業。



〒577-0027  
東大阪市新家中町6-7  
かわちの社労士事務所  
社会保険労務士 喜多裕明  
TEL 06(6784)4556  
FAX 06(6785)7133  
http://kawachino.or.jp

# キビシクなる社会保険未加入対策

加入手続なら

まかせて安心、かわちの社労士。

## 建設業界を揺るがす社会保険未加入問題とは？

- ① 社会保険の加入を逃れる会社は法定福利費がいらないので、安い見積額で請負契約ができ、適切に社会保険に加入する会社は見積額が高くなって請負契約ができない。この不公平を無くしていく。
- ② 社会保険への未加入は、労働者の生活に不安を与えるばかりでなく、建設業界のイメージダウンとなり、産業間の競争力の低下にもつながる。

### 「経審」を大幅減点 保険料2年遡りも

これはキツイわ～

このため、国土交通省は2012年秋に建設業許可制度を改正。許可更新時に社会保険未加入が見つかった場合、「経営事項審査」を大幅に減点します。雇用・健保・厚生年金の3保険すべて未加入の場合は、マイナス120点となります。その際、指導に従わない未加入企業は、労基署・職安・年金事務所へ通報され、保険料2年遡り徴収を含む監督処分を受けることになります。

### ◆労働保険・社会保険の加入義務【法人／個人】

	種類	社長さん		従業員	
		法人	個人	法人	個人
労働保険	労災保険	△	△	◎	◎
	雇用保険	×	×	◎	◎
社会保険	健康保険	◎	×	◎	○
	厚生年金	◎	×	◎	○

△ 特別加入することができる  
○ 常時使用労働者数5人未満は任意適用

### 社会保険 ミニ Q&A

- Q1. パートや非常勤でも社会保険に加入しなければならないのですか。
- A1. 雇用保険は週20時間以上勤務、健保・厚生年金は所定時間の4分の3以上勤務する人が対象になります。
- Q2. 「今年年金なんか…。手取りが減るだけ」と嫌がる従業員がいます。
- A2. 平成27年10月（予定）から年金を10年掛ければ、将来受け取れるようになります。
- 社会保険は会社が保険料を半分負担してくれるので、従業員さんも安心できる制度です。



## 労働保険事務組合

### 3つのメリットがあります

- 1 労災特別加入  
事業主や家族も入れる制度です。建設業の一人親方（大工・鳶・左官など）も特別加入できます。
- 2 保険料納付を年3回に分割
- 3 事務の手間が省ける

※ 社会保険労務士がつくるSR労働保険事務組合を利用するサービスです。

かわちの社労士事務所

TEL 06(6784)4556